

第十二回 参議院大蔵委員会議録第十四号

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)午前十時八分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
清澤 俊英君
伊藤 保平君

委員 愛知 揆一君
岡崎 眞一君
黒田 英雄君
山本 米治君
野濤 勝君
松永 義雄君
小宮山常吉君
小林 政夫君
田村 文吉君
櫻内 辰郎君
菊田 七平君
森 八三一君
木村禧八郎君

政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君
大蔵省主税局長 平田敏一郎君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
中小企業庁長官 小笠 公昭君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省銀行局長 長崎 正造君
局保険課長

本日の会議に付した事件

○連合委員会開会の件

○保険業法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○所得税法の臨時特例に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) これより第十三回の大蔵委員会議を開催いたします。昨日菊川委員から申出がありました。定員法の一部を改正する改正案に対して、内閣委員会に連合委員会を申入れる件でございますが、本日理事会を開きまして協議をいたしました結果を申し上げます。その結果は、菊川委員からの御提案通り内閣委員会に連合委員会を申入れることに決定いたしました。御了承願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めまして、その通り決定いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に保険業法の一部を改正する法律案並びに損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案、二件を議題といたします。これについての御質疑をお願いいたします。

○松永義雄君 簡単に一点だけ御質問いたしたいと思っております。これは損害保険の問題のようですけれども、生命保険についても、どちらにしてもこの保険業者というものは非常に横暴を極める、被保険者というものが非常に弱いから約款の上で非常に会社のほうから軽く扱われる傾向が強いのであります。ところでこのたびに選つたと言いますか、シンジケートとか昔の団体組織を以て独占の形態に進むかのごとき規定があるのです。そういうものに對する監督指導権というものが大蔵省に、昔は商工省だったたのでありますが、今大蔵省がそういう権限を持つてゐる規定でもあるのですか、監督指導する……

○政府委員(河野通一君) お答えいたします。現在保険会社、生命保険にいたしましても、損害保険にいたしましても、この保険会社に対する監督は保険業法に基きまして極めて厳重なる法律の規定がございまして、それに基づきまして大蔵大臣が監督の責に當る。お話の生命保険その他につきましては、いろ／＼被保険者なり或いは保険契約者に対して横暴というようなお話があつたわけでありまして、いろ／＼事故の契約その他につきまして、契約の改約でありますとか、そういうような問題で、いろいろ末端では紛議を起すということがまゝございまして、これらにつきましても私どもは、一々その事故の契約に対してはいろ／＼な形で調査をいたしまして、これに對しては、適當でない措置

と思われまふ場合には、一々具体的にこれを各会社に申付けまして、更に再検討するところは再検討させ、その結果について報告をさせる、こういうふうにいたしましていろ／＼不当な取扱のないように厳重に監督をいたしております。なお今般御提案申上げておられますように、法律案につきましては、独占禁止法或いは事業者団体法の例外規定を作る場合におきまして、まさに一つの共同行為が認められるわけでありまして、この点につきましても、火災保険等の一般の契約者が非常に普通のかた／＼である、海上保険のように専門家でないかた／＼が相当入つておられる場合につきましては、これらのかた／＼の利益を保護いたしますために、異議の申立ての機会を興えらるゝか、その他いろ／＼な方法によりまして十分契約者の利益を不当に害することのないように今後慎重に取扱いたたい、かように考えております。

○松永義雄君 問題はその保険契約者とそれから会社との利害の調節ということになると思つて、この法律が初めてでないかも知れませんが、この法律の進んで行くには、昔のゲマイン・シャフトのように進んで行く危険を持たざるを得ない。そうするとそういう団体組織をしたものが個人の弱い契約者を圧迫することになる。このことが歴史を尋ねて深く探究すればいろ／＼議論があるのであります。問題は、結論はこうした新らしい法律によつて、そして保険業者が団体を作つて横暴を

極めるようなことがあつたのでは困る、こういう点であります。その点について先ず保険料が安いとか高いとか、それから保険料を今まで業者間の競争でこれを競争した場合もあつた、火災保険の料率がよその会社ではこれだけで十円であるところをあなたの所には八円にして置くといつたような、業者同士が崩すということがあつて、会社側が困る／＼ということなんです。これは併し池田さんの自由主義の考え方から行けば、そういうほうがいいと言へば言われる。それを今度は一つの保険業者が話をきめて、そうして協定値段をきめて、それを契約者に押付けるといふ形になる。そうするとその保険料率が契約者と会社側との利害が反すると、こういう点なんです。そこをこの新しい法律によつてそれを強化するためにシンジケートというか、ゲマイン・シャフト的なものができて、それをどうして抑えて行くか、そういう点について何か規定があるのであります。ただ監督指導だけにどうもるのであります。

○政府委員(河野通一君) 今般御提案申上げておられますこの法律案は、先日も提案理由の説明の際に説明があつたこととありますが、各国の例を見ましても、例えば最も独占禁止に對する制限規定或いは公正取引の維持、確保のための法律が完備いたしておりますアメリカの例をとりますと、又これと趣旨を同じくする公正取引の確保、維持の力を持つておりますイギリスの

例をとりましても、保険事業の、殊に海上保険等、国際競争の特に激しいものはそうであるが、これらの独占禁止、公正取引の維持、確保に関する法律の適用を全部除外しております。これは各国とも保険事業の特殊の性質、国際性、技術性という面から見まして各国とも、主要なる国においてはそういうことになっておるのであります。さればといつて、この法律の新しい規定に基きまして協定、協同行為ができました場合、これが契約者でありますと、或いは不当に侵害するといふことがあつてはならないのであります。これを確保いたしますためにいろいろな規定を設けておるわけでありませう。その第一は、料率算出団体の改正の場合について申上げて見ますと、第一には保険料率を料率算出団体が算出したしませんが、これは大蔵大臣の認可を受けなければ発効いたさないの立場から、これについて独自の立場からいろいろ判断をして参る、必要によりまして公聴会を開いたり、或いは関係者の意見を聞くというふうな処置によりまして、できるだけ公益の保持ということを図つて参りたいと、かように考へておるのであります。又保険契約者その他利害関係人は、この料率団体の算定いたしました保険料率に疑義があります場合に、この疑義を申出で聴聞に付して意見を十分に取入れるような途も開いてあるわけでありませう。なおこの両法律を通じて、公正取引に関する公正取引委員会の権限は十分に留保せられるわけでありまして、公正取引委員会が公正取引の維持のため

めに非常に適當でない判断いたしました場合には、これに対して別途の立場からその権限を發動することができるといふことになっておるわけでありませう。これらいろいろの処置によりまして、十分公益の保持については慎重を期して参りたいと、かように考へておる次第でございます。

○松永義雄君 只今保険業は公益事業だと、こうおつしやいましたが、我々から言つて、なお一歩進んでこれは社会的公益事業ではないかと思つておる次第です。このことは何も私が申上げるまでもなく、養老保険とか、火災保険だとかいふものは、そうして行くといふことだけでも、はつきりこれは説明する保険業法と申すのは、一部の利益のためにのみ設けられておる制度でなくして、漸次これは公營的に持つて行くのが常道ではないか、例えば生命保険に對して簡易保険がある、で、簡易保険の保険金額を引上げる、そうして民衆の利益を圖つて行く、それと同じようにこの生命保険においても漸次公營に持つて行くことが安当じやないかと思つておる次第です。最近東京都で以て保険をやりたいと、こう言つておるのですが、これに對する大蔵省の御意見を伺いたい。

○政府委員(河野通一君) 保険の公益性或いは社会性と申しますか、そういう点については原則的には御説の通りだと思つておる。併しながら、私どもは現在民營保険の制度、これは生命保険にいたしまして、損害保険にいたしまして、これを國營的なものに組織替えをするようなことは、いろいろ御意見もございませうが、考へておる次第

です。なお東京都で火災保険の会社を作りたいという計画がありますことは、御説の通りであります。この問題につきましては、今申上げました保険といふものの趣旨をできるだけ民營の形で進めて参りたいという趣旨から言ひまして、東京都等の自治体が出資をいたしまして、保険会社を作るといふような制度は、この際としては適當でないといふふうに私は考へておる次第です。

○松永義雄君 その点になると意見の相違が出て来るのですが、くどいようでありませうけれども、例えば生命保険については、簡易保険といふものがあるといふことは、大勢としては保険事業といふものは大体公營化して行く傾向を持つておる。たゞ、東京都がこうした制度を設けようとしておるのでありますが、試験的にこれをやらしても私はいいのではないかと、こゝろ思つておる。民營化のほうから言へば、最近都営バスに對して民營バスが競争的にやつておるのですが、逆に民營は私は何も禁止するほどのことはないと思つておる。併しその存在を許すとすれば、それに対抗して公營的なものを設けて、そうして保険契約者個人の利益を圖るといふことも、これはいいことではないかと考へておる次第です。そうした考へについては如何でしょうか。

○政府委員(河野通一君) 先ほどお答え申上げました通りで、更に附加えることはないかと思つておる。なお生命保険につきましては、今東京都の問題は御承知のようにこれは損害保険、主として火災保険の問題であります。生命保険につきましては、現在の民營の保険会社の機構も大部分、殆んど全部と

申してもよろしいと思つておる。これは相互会社の組織でやつておる。普通の株式会社のような形でやつておる。各契約者が皆それ、集つて相互に組織した会社、そういう組織になつておる。その出て参りまして利益は契約者配当の形によつて還元される。契約者に還元されるという制度をとつておるわけでありませう。必ずしもそれが一部の資本家の利益のために運営されておるといふことはないと思つておる。私どもは現在の考へ方を、今この際改める必要はないと、こゝろ考へておる次第です。

○松永義雄君 生命保険の話でなく、損害保険のほうは東京海上火災といふ株式会社が残つておるわけですか。

○政府委員(河野通一君) 損害保険につきましては、東京海上、その他株式会社がやつておる。損害保険は、生命保険、簡易保険の場合が出たから申上げたのでありますが、生命保険と性質が違つておる。国際的な競争、その他の関係から言ひまして、やはり株式会社組織でこれを進めて参りますことが適當であると思つておる。会社の中には相互会社組織でやつておるものもありませんが、損害保険に關する限りは、現在原則として国際的な関係もありまして、株式会社組織でやつて行くと思つておる次第です。

○田村文吉君 私的独占禁止法とか、事業者団体法等のものがなかつた前の保険業の実態と、今度の改正によりまして、こういうものの適用を排除するといふ場合とどういふ点が実質的に違つておるのか。

○政府委員(河野通一君) 独占禁止法、事業者団体法がありません前に

きましては、殊に損害保険におきましては、共同行為といふことが普通に行われておつたわけでありませう。今般、独占禁止法或いは事業者団体法の制定されておる下におきまして、この共同行為を認めて参りますのは、こゝろ制度がなかつた前の時代よりも、相當な制約を受ける、その弊は尠くまでやはり公正取引の確保に關する法律の趣旨をこの枠内で出して行く。で、不當なる取引制限等が行われて、非常に公衆その他に對して迷惑を及ぼすようなことがあつたら、やはり公正取引の確保に關する法律に基いて制約が行われる、こゝろに相違がございませう。職前にこゝろ法律が

ありませう。職前にこゝろ法律が

○田村文吉君 具体的にどんな点が違つておるのか。

○政府委員(河野通一君) 例へば従来やつておつたのは、例へば保険料率等につきまして協定いたします。協定はいたしますが、これについて何も制限はしてなかつた。尤もこれは大蔵大臣の認可が勿論當時から必要であつた。今般はこゝろ協定をいたしました場合に

きましては、共同行為といふことが普通に行われておつたわけでありませう。今般、独占禁止法或いは事業者団体法の制定されておる下におきまして、この共同行為を認めて参りますのは、こゝろ制度がなかつた前の時代よりも、相當な制約を受ける、その弊は尠くまでやはり公正取引の確保に關する法律の趣旨をこの枠内で出して行く。で、不當なる取引制限等が行われて、非常に公衆その他に對して迷惑を及ぼすようなことがあつたら、やはり公正取引の確保に關する法律に基いて制約が行われる、こゝろに相違がございませう。職前にこゝろ法律が

ありませう。職前にこゝろ法律が

○田村文吉君 具体的にどんな点が違つておるのか。

○政府委員(河野通一君) 例へば従来やつておつたのは、例へば保険料率等につきまして協定いたします。協定はいたしますが、これについて何も制限はしてなかつた。尤もこれは大蔵大臣の認可が勿論當時から必要であつた。今般はこゝろ協定をいたしました場合に

合におきまして、それに利害関係者が異議を申立てる。つまり余り契約者の利益を害するといふような場合におきましては、これらの契約者は、利害関係人として大蔵大臣に異議を申立てる、この異議に對して、大蔵大臣は聴聞会を開いてこれの異議の適當であるかどうかといふことを判断いたします。こゝろは一例でありませうが、その他

○田村文吉君 具体的にどんな点が違つておるのか。

○政府委員(河野通一君) 例へば従来やつておつたのは、例へば保険料率等につきまして協定いたします。協定はいたしますが、これについて何も制限はしてなかつた。尤もこれは大蔵大臣の認可が勿論當時から必要であつた。今般はこゝろ協定をいたしました場合に

合におきまして、それに利害関係者が異議を申立てる。つまり余り契約者の利益を害するといふような場合におきましては、これらの契約者は、利害関係人として大蔵大臣に異議を申立てる、この異議に對して、大蔵大臣は聴聞会を開いてこれの異議の適當であるかどうかといふことを判断いたします。こゝろは一例でありませうが、その他

○田村文吉君 具体的にどんな点が違つておるのか。

○政府委員(河野通一君) 例へば従来やつておつたのは、例へば保険料率等につきまして協定いたします。協定はいたしますが、これについて何も制限はしてなかつた。尤もこれは大蔵大臣の認可が勿論當時から必要であつた。今般はこゝろ協定をいたしました場合に

合におきまして、それに利害関係者が異議を申立てる。つまり余り契約者の利益を害するといふような場合におきましては、これらの契約者は、利害関係人として大蔵大臣に異議を申立てる、この異議に對して、大蔵大臣は聴聞会を開いてこれの異議の適當であるかどうかといふことを判断いたします。こゝろは一例でありませうが、その他

○田村文吉君 具体的にどんな点が違つておるのか。

○政府委員(河野通一君) 例へば従来やつておつたのは、例へば保険料率等につきまして協定いたします。協定はいたしますが、これについて何も制限はしてなかつた。尤もこれは大蔵大臣の認可が勿論當時から必要であつた。今般はこゝろ協定をいたしました場合に

合におきまして、それに利害関係者が異議を申立てる。つまり余り契約者の利益を害するといふような場合におきましては、これらの契約者は、利害関係人として大蔵大臣に異議を申立てる、この異議に對して、大蔵大臣は聴聞会を開いてこれの異議の適當であるかどうかといふことを判断いたします。こゝろは一例でありませうが、その他

○田村文吉君 具体的にどんな点が違つておるのか。

○政府委員(河野通一君) 例へば従来やつておつたのは、例へば保険料率等につきまして協定いたします。協定はいたしますが、これについて何も制限はしてなかつた。尤もこれは大蔵大臣の認可が勿論當時から必要であつた。今般はこゝろ協定をいたしました場合に

合におきまして、それに利害関係者が異議を申立てる。つまり余り契約者の利益を害するといふような場合におきましては、これらの契約者は、利害関係人として大蔵大臣に異議を申立てる、この異議に對して、大蔵大臣は聴聞会を開いてこれの異議の適當であるかどうかといふことを判断いたします。こゝろは一例でありませうが、その他

のために必要な措置がいろいろ規定で
以てあります。

○田村文吉君 それから料率算出団体
に関する法律の一部を改正する法律案
ですが、これの何ですかね、法案の中
にもよつと見当らないのですが、大蔵
大臣が申請によつて率を認可すると、
それを守らなければならぬというこ
とになつておるが、若しそれを守らな
かつた場合においては、罰則の規定が
あるのですか。

○政府委員(河野通一君) これは料率
算出団体自体には罰則の規定はあり
ませんが、保険業法の規定によつて罰
則が規定される。そういうことであり
ます。

○田村文吉君 ああそうですか。

○松永義雄君 その罰金の問題です
が、保険業法で設けてあるということ
ですが、例えば保険会社なら保険会社
が保険協定を仲間同士で結んで、違反
した場合には違約金を取るというよう
な場合も想像されるのでありますが、
どうですか、それからもう一つお伺い
したいのは、インシュアランスの問
題、国際制度の今お話がありましたして、
現状は国際間における海上保険の保
料率はどうかということになっておる
か。簡単にいいですか……。

○政府委員(河野通一君) 料率算出団
体としては適当な程度の違約金等
を取ることにしては差支えございませ
ん。ただこれが度が過ぎますと、不
当に公正取引を害するということにな
りますので、程度についてはいろいろ
問題があると思ひます。なお国際取引
におきまして、主として再保険の問題
であります。再保険率は、殊に海上
保険につきましては現在非常にまちま

ちになつております。現在は例を申上
げますと、外貨建の積荷の保険は大体
国際市場に再保しておりますが、これ
のロス、損害率は最近では一〇〇%を
超えております。非常にそのために国
際取引を阻害すると申しますか、国際
市場における日本の保険会社の信用を
実は害しておるような点があります。

その点から見ますと、保険料率が安い
ということになつて、これはやはりダ
ンピングという結果が現われておる
わけでありませぬ。これらの点も是正し
てやらなければならぬ、そうして参
りませぬとロス・レイショが一五〇%
とか、そういう率になつておるものと
、なか／＼国際市場に出て行けな
い。これらの点も速かに是正してもら
いたい。明年一月から国際的なトリ
テイが更改になりますので、これに聞
に合うようにこの態勢を整えたいとい
うので、急遽この法律案を御提案申上
げたのでありますが、現在におきまし
ては外貨建の積荷保険につきましては
ダンピングになつておる。ダンピ
ングその他において信用を害している
というのが実情であります。

○松永義雄君 大体わかりましたけれ
ども、昔はやはり国際間の海上保険料
率の協定というものがあつたでしよう
か。これから只今お話のように国際関
係で海上保険料率の協定というやうな
ものが生まれ来るでしようか。又国
際條約というか何と申すか、こういう
ことができて来るのですか。

○政府委員(河野通一君) 保険料率自
体が協定される場合もあるかと思ひま
すけれども、必ずしもそういうことだ
けで取引というものが行われるわけじ
やございませぬので、国際取引はむし
ろ再保険取引が中心になる、再保険の
引受の条件その他が何と申しますか、
トリテイという言葉を使つておしま
すが、再保険契約によつて国際上きめ
られております。保険料率を一般的に
国際的に協定するといふ例があるかど
うか存じませんが、再保険が主として
問題になつておる。

○松永義雄君 再保険というものは、政
府が再保険するという再保険会社があ
つた、そういう場合の再保険を意味す
るのですか。

○政府委員(河野通一君) 現在では政
府が再保険いたしますのは原則として
ございませぬ。全部保険会社が自分で
元受を取つた保険会社と再保険を引受
ける会社がブルしたり、国際的な取
引をしたりしておるのであります。た
だ現在残つておるものは、船舶につ
きましては或る程度、危険が一件だけ
で巨額に上るものでございませぬので
なか／＼この再保険を消化することが
むずかしい点もございませぬので、現在
では船につきましては、三億円を超え
る損害については政府が再保険をする
という制度を現在行なつておる。

これは飽くまでも国際市場に対する取
引が正常な状態になりますまでの間、
過渡的な措置としてそういう制度を設
けておられます。極く例外の措置と御了
承願いたします。原則に飽くまでも民間の
間で行われる次第でございませぬ。戦
争中に行つておりました政府が再保険
いたすやうな制度は、今のところは先
ほど申上げましたように、例外の場合
のほかありません。

○松永義雄君 保険料は外貨獲得の一
項目になつておる。そこで場合によつ
てはロンドンのほうに再保険するのが

よくつて、イギリス側の会社の利益と
なることがある。その反対に東京海上
火災保険があつたかどうか、そういう
所へ再保険することもあり得る。その
現状はどんなものか、外貨獲得の上
から、保険料は相当重大になつて
いるが、現状はどうですか。

○政府委員(河野通一君) これは再保
険と申しますと、やはり出すほうと受
けるほう、国際的に言ひましても、こ
ちらから向うへ再保険を出す一方だけ
じやなくて、向うも再保険を出すとい
うことになりませぬので、この取引の尻
が外貨建の保険自体でどういふこと
になつておるかと、今手許に資料があ
りませぬが、先ほど申上げました積荷
の外貨建保険につきましてはロス・レ
イショが一〇〇%を超えておるやうな
関係で、むしろこれについては結果と
しては日本が外貨の受取超といふ関係
になつておる。それだけに国際的に信
用がうるさくなつておる、こういうこ
とになつておる。

○野瀧勝君 一つだけお聞きしておき
たいと思つておるが、提案理由
の説明によりませぬと、「我が国損害
保険会社の事業成績はかんばしくな
く、その対外信用の低下を来し海上保
険取引を著しく困難ならしめておる実
情でありまして、このやうな事態の政
善を図ることは、目下の急務とされて
いるのであります」云々と書いてあり
ますが、これは誠にこの通りだと思
つておられます。私この理由を裏付け
ものといいたしましては貿易だと思ひ
ます。貿易を裏付けるものは船舶だと思
うのであります。こういうやうな関係
を先ず脱み合せて立案されたものと
思ひますが、そういうことになりませ

というところ、大体この案を立てるときに
どのくらいの損害があり、どのくらい
の保証がこの機構の再編成によつてで
きるかといふやうな大体の見通しと言
ひましようか、案が数字的にあるわけ
でありませぬ。それを一つこの際お示
しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) この制度に
よりまして、どの程度保険料の収入が
あつて、どの程度の損害があつて、差
引どうなるかといふやうなお話のよう
に聞いたのであります。これは一つ
外貨建で保険をいたします場合と、円
で保険をいたします場合とによつて非
常に違ひます。殊に今お話の点は、主
として海上保険に関する問題じやないか
と思つておるやうな点も、これら
の点ではできるだけ今申上げましたよ
うな非常に技術的に複雑な要素を織込
みながら、これらの条件をいろいろ加味
して保険料率といふものが算定され、
或いは協定されるわけでありませぬ。差
引非常に大きな、保険会社が差益を上
げるといふやうなことは、少くとも考
えておらんわけでありませぬ。そうい
ふやうなことであるならば保険料率は下
げるべきだ、それによつて契約者その
他の、公衆の利益を、サービスを向上
するといふことがむしろ適当じやない
か、従つて保険会社といたしましては、
経費を支拂ひ、或る一定の準備金
を積む以外におきましては、更にそれ
以上の利益を上げることでありませ
ぬ。以上ならば、これは保険料率の引下げ
といふ形になると思つておられます。

これらの点は技術的に非常にむずかし
い問題でありますので、今後専門のか
たがたが集まられて、あらゆる条件を
検討の上で、保険料率といふものが算

定される。而も海上保険におきましては、先ほど来申しましたように国際情勢の影響が非常に強いものであり、国際的な料率その他も頭に置きながら、保険料率の条件ということが行われて参らなければならぬと、かように考へておる次第であります。なお御意見の貿易その他の関係からどの程度になりますか、これは今資料を持つておりませんのではつきりしたことを申し上げられないのでありますが、大体今持つております日本の船舶、殊に外航船につきましては、大体原則として少くとも元受についてはこれを国内で消化して参る方針でやつておるわけでありませぬ。

○野澤勝君 大体わかりましたが、今日ここで具体的な、数字的な御答弁を願わぬでもいいのですが、大体この危険の負担が今までの業界の機構では非常に不安があると、であるから今度は共同保険というような、まあ共同保険、共済再保険というような共同行為をしなければならぬというところにこの法案の趣旨があると思うのです。だからいわば危険負担の分担を軽くしようという意図なんですか。その意図はよくわかるのです。この精神には私賛成なんです。ただ問題は、賛成ではあるが、結局今後物価も上るし、国際的なインフレでありますから、それに対する率もだん／＼上つて来るわけですから、少くしうとしても国際的には上つて来ます。そうなつて来た場合に、どれくらい大体今までの現業会社がこれに対する保険料を支払つておつたか。更に今後の船舶のトン数、或いは輸出貿易数量というようなものの大体のめどというものはあるわけですか。大体のめ

どというものは……だからこれに対する大体保険料が、どれくらい損害があつて、どれくらいを見なければならぬか。これは大体めどがあるのです。その通りに行くか行かぬかわかりませんが、大体そういう見当が若しおわかりになつたならば、一つ資料でございまして、お願いしたいと思います。簡単によろしくございませぬ。

○小林政夫君 関連して、今の野澤委員の要求の資料と関連いたしました。私もこの保険業の現状がよくわからないのです。それで戦前の保険業の状況と現状を比較する意味において、保険業者の資本金、資産内容、或いは契約料率を比較した資料をもらいたい。

○政府委員(河野通一君) 承知いたしました。今の資料の点は至急求めまして提出いたします。ただお断りいたしておきますが、海上保険につきましては、今お話のように非常にむずかしい要素がございますので、保険料収入と損害率というものはできるだけそれを適當な割合にとめることに努力して参つて、それをアジャストいたしました。すには、事業費もさることながら、結局保険料率をそれによつて左右して行く、非常にロスが少なければ保険料を下げて行けばいいわけですが、これらの点については今後専門家が集つてやり検討して行かなければならない。保険というものは決してそれで大きな利益を上げるということが目的ではなくて、やはりサービスの向上ということが一番必要なことと考えております。なお火災保険等につきましても、お話を最近まで数回に亘つて下げておりました。今年も四月に下げ、九月にも下げ

ました。四月に下げ、九月に下げ、最近も保険料は下げております。できるだけ経営の合理化を図つてサービスの向上に資したいと考えております。それから一般的に保険料率が上がる傾向にあるというお話であります。これは物価高の關係から経費等は絶対額においては上りますけれども、保険の対象になる保険金額自体がやはり上つて参るわけでありまして、必ずしも保険料率として、物価が上つたから、それに当然比例して保険料率も上るといふことには相成らんと考へております。

○委員長(平沼彌太郎君) 只今資料を出すようにというお話がありました。速記をとめて。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

○政府委員(河野通一君) わかつていただけ口頭で説明しよう。保険課長から内容について概略について御説明いたさせます。

○説明員(長崎正澄君) 損害保険事業の最近の十年間の状況についての資料につきまして大体私も知つておりますものにつかまして申上げます。損害保険におきましては、昭和十六年度におきましては正味収入保険料が四億二千六百万円でございます。昭和二十五年年度におきましては二百七十五億五千九百万円ということになっております。これはインフレによつてまあこれだけだん／＼収入保険料が増して来たわけでございます。それから昭和十六年度におきましては正味支払保険金というものは、全体で収入保険料の四億二千六百万円に對しまして一億四千九百万円、その率は三三・三％ということ

になつております。二十五年年度におきましては、正味支払保険金の合計額は八十七億八千三百万円ということ、その率は三三・九％ということになっております。次に事業費の面でございますが、昭和十六年度におきましては十億二千九百万円というものが正味事業費になつておりました。その率は三〇・四％ということになっております。これに對しまして昭和二十五年年度におきましては正味事業費は百十三億九千四百万円ということ、その率は四一・三％というふうな具合になつておりました。それから先ほど来いろいろ御質問のありました船舶保険と積荷海上保険について申上げますと、この積荷海上保険のうち外貨建海上保険というものは、この一年間で、最近、その開始以來約一年間を経過しておるのであります。その収入保険料は輸入の分につきましては、硬貨で換算いたしまして五億七百万円、これに對しまして支払保険金は十二億一千七百万円、従いまして、その損害率は二四〇％という非常に赤字を示しております。これが輸入の積荷に対する外貨建海上保険でございます。次に輸出のほうは成績がややよろしうございまして、収入保険料は二億一千万円でございます。これに對しまして、支払保険金は四千九百万円で損害率は一九・七％ということになつております。両方総合いたしまして、収入保険料七億一千七百万円に對しまして、支払保険金が十二億五千八百萬円、その損害率は二七・五％というふうな状態になっております。それからなお船舶保険について申上げますと、これは最近五カ年間の船体保険の成績について申上げます。これは大体

在來船、新造船、それから戦艦船といふふうに分けて出ておるのでございしますが、最近五カ年間の在來船に対する保険料というものが七億六千四百万円でございます。それから保険金が十一億三千八百萬円、損害率は一四・九％、それから新造船は最近五カ年間で十億三千二百萬円、これに對しまして保険金は十億七千三百萬円、一〇・四％ということになつております。次に戦艦船は、最近五カ年間の収入保険料の合計が二十六億五千万円、これに對しまして支払保険金が二十一億、その損害率は七九％、この三者を総合いたしました總計の収入保険料が四十四億四千八百万円、支払保険金が四十三億、その損害率は九七％ということになつております。かように船舶保険、積荷保険、海上保険の面では相当損害率が高い。それで経費を交へますと赤字のやうな計算になつておられますが、火災保険のほうにおいては相当収支残がございまして、それで賄つておるといふやうな状況になつております。

○小林政夫君 今のお話で保険料収入と保険給付額との關係はわかりませんが、保険会社の収益状態がわからないのです。海上保険等では大分欠損があるんだけれども、火災保険のほうで補つておるといふことではあります。提出になる資料には保険全体のバランス・シート、個々の会社ではありませぬが、全体を統合したものでよろしいから、それもお願いいたします。

○松永義雄君 今の御説明の中でえらく損害が多いやうです。支払が多いやうなんです。損害の原因となるのはどういふことですか。船が悪いとか、積荷が多いとか、船体とかいろいろあ

りな

りな

るんですが、それは外国船でしょうか、日本船でしょうか。日本船として見ると、一体損害原因というところはどこにあるのですか。船が悪いということですか。

○説明員(長崎正造君) 船体保険のほうにおきましては、これは在来船は相当老齢になつておられますので、船舶の構造も相当地緩しておる。それから一番大きな原因は、戦争中船員が喪失いたしましたために、熟練した技術者が足らないというようなことが非常に大きな原因と考へておられます。併しこれらの点は、国際船級の取得、船員の訓練等により改善されておるので、だんだんよくなつて来る、かように考へておられます。

○委員(平沼彌太郎君) それでは御要求の資料につきましては後に提出されることにいたしますが、大体において御質問はないようですが、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(平沼彌太郎君) では御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○委員(平沼彌太郎君) 別に御発言がなければ、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。保険業法の一部を改正する法律案、損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案を原案

通り可決することに賛成のかたの御手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條により、本委員会における質疑応答の要旨、表決の要旨を報告することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それでは本院規則第七十二條により、多数意見者の署名を願います。

多数意見者署名

- 清澤 俊英 小宮山常吉
- 黒田 英雄 小林 政夫
- 愛知 授一 森 八三一
- 大矢半次郎 松永 義雄
- 山本 米治 菊田 七平
- 岡崎 眞一

○委員(平沼彌太郎君) それでは所得税法の臨時特例に関する法律案について野溝委員より質問の申出がありました。差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野溝勝君 簡単に一、二点お伺いしたいと思ひます。所得税法の臨時特例に関する法律案ですが、これに関連して、先般大蔵大臣と、私との間に税収入の点、或いは減税という点につきまして論議を願つたのでございますが、所得の実情或いは減税の内容等がどうしても政府の言は正しく受取れないの

点が一、二ありますので、更にそれを事務当局のかたへからお聞きしたいのでございます。と申すのは、本年の九月電力備償に会しまして、生産は非常な減退をしたのであります。特に中小企業者の諸君は、この電力備償のために生産が六割に下つた状態であり

ます。自家発電を持つておる大資本家は別でございますが、なお順位による重工業の第一位に属しておるがたゞはこれは別であります。それらの職種でない中小企業の諸君は、このために大きな影響と損害をこうむりました。なお中小企業に職場を持つておる源泉所得の対象になつておる労働者の諸君は、この又煽りを喰ひまして、手当の五割乃至六割ぐらゐを支給され、そして税金のほうは存分に取られる、

こういう状態で、この電力制限の影響というものは、中小企業以下の最低生活者を全くどん底にぶち込んだ。この点から見ても、日本の産業の中堅層をなしておる中小企業がかくのごとき経済的な被害を受けておるのであります。こういうのに対して、政府は依然

として所得が今後増収するものという見通しの上になつておるのか。又今後の予算編成に対して中小企業の損失の負担の点、或いはこれを埋合せをしてやるといふ考へ方があるかないか。更にかような点で圧迫をこうむつておる労働者の勤勞所得税に対して、税率の点或いは他の方法によつてこれを補つてやるといふことの考へがあるかどうか、

こういう点について一応主税局長にお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 御質問の趣旨、大分多方面に亘つておると思ひますが、一つは法人税の自然増収が

果して見込通りに行くかどうか、殊に最近の情勢からしてどうかという点に

つきましては、先般もたび／＼申し上げました通り、大体大きな会社と中小の会社とを分けて見積りをいたしておりました。その見積りの算定の基礎は非常に細かく明らかにいたしてあります。大きな会社の分につきましては、大体今年の上期の決算、三月前後の決算に對しまして、九月前後の決算の収益が九割程度と見込んでおるのでございます。で、最近の状況から見ますと、毎日日本経済とか産業経済とかいう経済新聞に会社の決算状況が載つておりますが、これから見ますと、私、

九割の見込をして決して過大じゃないので、むしろ配当を増配しておるのも大分ございまして、油脂とか一部の貿易会社等におきまして欠損を出しておりますが、その他はおおむね良好な利益を挙げておるようでございます。その点は大丈夫ではないかと思つておられます。今御指摘の中小の法人の場合、大きな会社と一律の増加を見ておられませんので、或る程度低目に昨年度の所得に對しまして増加を見てお

ります。その根拠は全部補正予算の説明というのの中に書いてございまして、内輪に見積りまして、そうして全体として法人税の収入を見積る次第でございます。十月までの法人税の収入状況等先般お手許に更に追加いたしましたお配りいたしました資料でございますが、それから見ても、

法人税の収入は決して見込過大ではないと、かように考へておるよう次第であります。

それから第二は、電力危機等で中小

企業等の収入が減るだけでなく、一般の労働者の収入が減つて、それに対して何か特別な考慮が払えないかと、

こういう点だろふと思ひますが、その点につきましては、所得が減りますと実は税金は相当減るのでございまして、前々申し上げておる通りに、殊に勤勞所得税は支払額に應じて課税するわけでございまして、課税所得が二割減りますと税金は三割も四割も減る。反対に所得が二割減りますと税金は三割、四割も減るといふふう

に、控除の關係と累進税率の關係で所得の増減は所得の増減よりも非常に著しく現われて来るのであります。従ひまして、現行の事情のために労働者が受け得る給與の金額が減りますと、所得税は相当自然に減るといふことになりまして、まあその点はよほど減つたことに應じて所得税の負担が緩和されるということになるのではないかと。ただ市町村民税だけは、これは前年の実績で課税いたしますので、所得が減りましたも減らないわけでございますが、このほうは全体の所得に對する割合が少いのでございまして、

所得税の大体一割八分ぐらゐでござい

ますから、先ずそれは大きな影響はなからうと思ひます。所得税自体とい

つたしましては、非常に所得が減りますと負担もそれ以上に減るといふことになりまして、まあおのずから調整で

きるんじゃないか。それより以上に更に減らすかどうかという問題でございますが、これはやはり所得税といつたしまして、それ／＼少い所得でありまして、まあ一生懸命働ましてその所得しかない人もそれだけの負担をするわけでございますので、それ以上に更

に一層減らすということにつきましては、少くとも行過ぎではなからうか。災害に処しまして考えてくれという意見も私も承わつておるのでございませうが、災害等の場合におきましては、所得者が家財何かがやられて損害がある、と、そういうようなものをカバーする意味におきまして所得税等も一定期間ぐらゐを免除する場合もございませうけれども、電力危機の関係で所得が減つた場合におきまして、そこまで行きますのは、どうも少しほかの所得者との負担の関係から行きまして行過ぎではないかというふうに考ふる次第でございまして、先ず今申上げましたように、所得が減ることによりまして、減つた場合におきましては、所得税が自然に相当それ以上に減りますので、まあそれで御辛抱願つたらどうか、かように考へておる次第でございませう。

それからなお中小企業でもう一つ問題は、それじや非常に条件が悪くて欠損になつた、そういう場合にどうなるかという問題でございませうが、この点につきましては、実は二十五年度の税制改革でもまあ非常に実合理化されておるのでございまして、欠損につきましては、法人につきましては、会社でありますれば一年間遡つて繰戻し控除をやる。で、前期分につきまして納めました所得税を返してやる。それからなおそれで返し切れな分は、あと五カ年間に亘りまして欠損の繰越控除を認める。それから個人の場合におきましては、繰戻しというものは認められておりませんから、三年間繰越控除を認める。まあこういう制度を実は昨年、から新しく二十五年度の改正により設けまして、そういう税法になつ

ておりますので、非常に条件が悪くて欠損になりましたようなものにつきましては、こういう規定の運用によりまして妥当な結果を得ることができると考へておるのでございませう。

で、なおやはり一部先ほど申しましたように、油脂工業とか貿易等で赤字を出しておるものもございませうし、或いは今後におきましてもお話のような例の中にも或いはあるかも知れません、今回の補正予算におきまして、租税の私戻金といたしまして三十一億七千五百万円、予算をいたしまして、総額の予算を出してございまして、従いまして原因が明らかであり、事実ばかり早く返すべきものは返すという方向に今後処理するようにして参りたいと、まあかように考へておる次第でございませう。

○野澤君 非常に御親切に御答弁願ひまして、だん／＼全貌がわかるようになりまして、そこでいま一つお聞きしたいのですが、今局長のお話によりますと、まあ税収入のほうにおいは心配はないというふうな御意見でございませうが、先日池田さんと私の質疑の際に、資料を示し滞納が一千億円が多いとある。その中には中小企業等が多いのです。その中小企業というものは局長から法人が大部分と言われまして、まあ大部分法人ですから考へておられるかと思ふのです。大体この中でつげな会社が今のところ私えなものが多いいんです。こういう事情から見てもか弱い中小業者が如何に困つておるかというところが裏付けられておるんじゃないかと思ふのです。これはい／＼意見があるものでありますか

ら、この点は私の意見だけで一つ御参考にして頂きます。次に電力制限による労働者の賃銀の低下、失業の点ですが、この点、局長の見解と私は違ひます。成るほど所得が減つて来れば、確かに源泉課税のほうではその率によりましてだん／＼減らす。併し減らんであるが、この最低の生活をやつておる諸君は本当に最低ですから、そこで収入がないということになりますと、税金がその率で減らされておるから、大した影響はないと言つても、例えればこれは労働の強化と言ひましようか、その会社だけの収入ではやつて行けないので、時間外に他の仕事をやることになり、労働の強化をして生活を立て行かなければならぬということになる。そうするとここで榮養分をとらなければならぬ。着ておる被服も破れ、損耗の率も多くなる、こういうことになるので、表に現われた点からのみこれを考へて、所得の多い者が少しくらい所得の減つたのと違ひまして、最低の生活をやつておる諸君でございませうから、収入にそこで半分ぐらいのあてがいぶちをくれて追払われたら、これはどうすることもできない。そういう点から見ると、私はあなたの見解とは違ひます。併し数字的にあなたの見解でその点においては大きな差はないというふうなことは済まされぬと思ふ。それから私が質問しようと思つたらあなたから言われた地方税の住民税のほかに、P.T.A指定寄附の問題なども従来の方針通り取られるのです。電力制限で手当が六割になつた、五割になつた

から、それだけ地方税その他を減らされないのであります。右の点からも電力制限が如何に中小企業と労働者に経済的圧迫がなされたかわかると私は申し上げたいのでございませう。一つこの点に對してあなたはいま少し勤考し免税の研究し、成案を作る考へがあるかどうかと聞いておきたいのでございませう。

それから先ほど税法の改正によつて二十五年度の税法改正ですが、青色申告の際の欠損返還、それから納期の点等改正をされたことは確かに一つの進歩であり、発展でございませう。この点をあなたが指されて言われたと思うのでございませうが、併しこの青色申告の場合あなたの言われたように、例えば電力の制限によりまして生産が減退し、従来一千億を納めておつた、乃至は一千万或いは百万円、或いは五十万円で、それはよろしいと思ひますが、それが今度はこの電力のために半分の生産収入だという場合は、その半分の損失に對して青色申告する際欠損だという申請をすれば、それを計算して返してくれるというように私はとつておるし、又法文上そうとれるのであります。確かにそうか。又地方の出先機関が今本省の言われておるようによつて決定的にこれがやられるかどうかという点。勿論やらなければならぬことは当然であります。地方の出先機関というものは大よその枠がはめられておるらしく聞いておるのであります。そうするとそれだけの税収を図りたいということから、折角立法の精神及び内容にありまます青色申告の欠損分について返還を実施するか、文字通りな／＼行かないかということをおもひながら

おるのであります。というのは、以上述べた点から果して今後、例えば大きな枠をはめて、その税収入だけ取らなければならぬとする方針が今日までの公式的なやり方であつて飽くまでも実情に即して、正しき申告乃至は要求に對して、それに基いて処置をするということを決定的にされるかどうかという点を一つお聞きしたいと思ふのであります。この二点だけ特にお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 先ず最初の点でございませうが、先ほど申し上げましたところをやや具体的に、例えば例を挙げて申上げて見たいと思ひます。が、月収一万五千円の労働者が家族が二人という場合でございませうと、今までの税法によりますと千六百八十七円負担して、これで一年でございませうが、それが今度の改正法によりますと同一千五百五十円で千五百五十円に下ります。千六百八十七円の負担が千五百五十円に下ります。その人が今お話のような事情で所得が減つたと、仮に一万円に減つてしまつたということになりますと、今度の改正法によりますと税額は百六十五円に下つてしまふ。所得が一万五千円から一万円に下りますと、税金は、改正法で千五百五十円の税金が百六十五円に下つてしまつて、これは改正しておる所得税法の法律案の月額表というのがあります。仮に一万二千円程度に下りましても五百五十円、半分くらいになります。先ほど私申し上げましたように所得の増減よりも、税額の増減というものは非常に甚だしく顯著に現われる、殊に低額所得者の場合におきましては特にそういうことが多いといふ一例を申上げて御参考をいたしたい

と思うのであります。地方税のほうは今御指摘の通り、前年度実績を見ております。前年度の実績で見ると、一割八分ぐらいで釘付けであります。例えは所得税を去年月額千六百円負担いたしておるといたしますと、昨年度の所得でございまして一万五千円の所得で、低ければ別であります。仮に同じだと三百円近く負担しております。ただ二割程度一般の所得が殖えておりますので、前年に一万二千円ぐらいになりまして、又二百円前後地方税を負担しております。この方面は来年にならないと減らないということになります。これは確かにあるのでございまして、所得税の本税に比べますと税額が比較的少うございまして、それを考慮に入れますともやはり全体としては負担が相当減るといふことに相成るかと思つてございまして。

それから第二の点は、成るほど制度としてはうまく制度ができておるが、果して実行するかどうか、こういう御懸念は誠に御尤もでございますが、新税法の趣旨につきましては、大分徹底して参りましたし、殊に私ども、国税庁も同様でございますが、税務署は税法を適正に実行するといふことが一番の任務であります。必ずしも余計にとるといふことだけを本分にしておるものではなく、やはり返すべきものは速かに返すといふことによつてのみ納まるべきものが早く納まつて行く、従つて返す場合も一生懸命やつてもらいたといふので、最近そういう趣旨が国税庁からたび／＼末端に伝達されておりました、よほど徹底しかけておるのであります。ただ完全に行つておる

かということになりますと、御質問を受けるだけの或いは資格しかないと思つておるが、予算の点につきましても、今申しましたように、返すべき財源がないといふことは言い得ないように追加予算で組んでおります。その点につきましては一層末端を奮勵いたしまして、税法上返すべきものは当然早く返すといふことになお一層末端におきましても監督し、鞭撻したいと思つておる。なお先ほど個人につきましては、これは私の思い違ひでございまして、個人の負担につきましても、青色申告の場合におきましても、欠損は前年分を通算いたしまして返すべきものは返すといふことになつておるのであります。附加して申上げておきたいと思つておる。

○野澤勝君 主税局長に対する質問はこの程度にとどめておきます。今お話がありました通り、政府のほうは取るものは蜘蛛の巣まで取つて行くし、出すものはな／＼理由を付けて出さなかつたといふのが癖でございますから、是非そういうことのないように、一つやつてもらいたいと思つておる。次に中小企業庁長官にお尋ねいたしたいのであります。九月以来の電力問題は先ほど申した通り、中小企業の諸君は非常に迷惑を被り、困つたことばあなたと申しても十分体得されておることと思つてございまして。そこで中小企業庁の長官といたしましては、この電力制限の処置に對しまして如何なる処置をとられたか、それについてお聞かせ頂きたいのであります。

響を来たしておることは御指摘の通りであります。極く大ざつぱに申しますと、九月あたりではひどい地域は大休三割ぐらいの操業短縮になりました。十月になりましてはなほ進みまして四割見当の操業を来たしたのも相当あるようです。これは勿論業種によりまして大分違つておるが、大ざつぱに申しますとそういうような状況でございまして。特に業種としてひどいものを申しますと、例えばは織金、繊維の一部というものは相当ひどいございまして。これらに對しましてどういふ措置をとつたかといふことにつきましては、先ず全体的に電力量を増強するといふ一般対策、それならずで、或いは重油の使用といふようなことがございまして。或いは自家発電の動員といふようなこともございまして、そういうふうな一般的な方策によりまして全体の配電量を殖やすといふようなことを先ず基本的に考えましたが、中小企業の問題につきましては先ず一番困つておりました問題は、いわゆる配電が計画的に来ない。いわゆる時間がはつきりしない。従いまして折角配給されまして電力が能率的に使えないといふ点で非常に苦情が突はあつたのであります。この点につきましては、私のほうといたしましては、公益事業委員会のほうに強く要請をいたしまして、少くとも産業的に計画的に使へるような送り方をしてもらいたい、こういうことを強く要望いたしておるわけでありまして、順次その要望が電力会社等に徹底いたしました。かなりの改善を見て来たようでありまして、それからもう一つの問題は、大企業と中小企業の間係

で、いわゆる休電日の問題であります。これは地域によりまして大企業は二日休電、中小企業のほうは三日休電といふようなことがまゝ行われておつたのであります。これは同じような休電の問題をやるに當りましては、同じ日数に行つて行くことが当然でありますので、これを公益事業委員会にいろいろ話をし、漸次変えて参つておるわけでございます。これらはまあどちらかと申しますと、消極的な一つの対策になると思つておる。併しこれによりまして中小企業の操業が比較的にいよめる効率的に電氣を使ひ得る、こういうことになるのであります。それからこれも大きな効果といふものは期待できませんが、私どもとして只今進行しておりますのは、いわゆる石油発動機といふものの活用といふことについて努力をしておるのであります。これは直結モーターを使わない限りは、これを動力源として利用できませんが、石油発動機は生産能力は非常に少いのであります。現在遊休になつておるものが相当あるわけでありまして、この活用を図る。更に農業方面におきまして脱穀調整に使う石油発動機の借用使用といふことにつきまして農林当局と話をしまして、大体十一月の末から、十二月頃から漸次そういうことをやつて行く、こういうようなことで両省の連携を関係県に出しておる次第であります。その際の問題になりましては、結局石油の特配をしなければならぬ行かないのであります。石油の特配につきましても安本と打合せをいたしまして、必要な量を出すといふことを進めておるわけでありまして、こういうような措置をやりまし

て、大体私どもが目標にいたしておるものは、中小企業の普通の状態において使ひやすいいわゆる電力量の一割ぐらいをそれによつて代替できるのではないかと、数量で申しますと十六万馬力ぐらいのものをそれによつて代替して行く、こういう方針で実はいろいろ手打つておるわけでありまして。こういうようなことによりましてこの濁水がいわゆる二月の豊水まで続くものではないかと思つて、その間にそれによつて少しでも操業度を高めてもらいたい、こういうようなことを考えておる。ただ石油発動機を使ひます場合、コストの問題に若干問題があるのであります。それは考えております。それで操業度を上げることによつてカバーできはせんかといふふうなことを考えておるわけでありまして。それからまあ中小企業向けの電力の増強方につきましては、今申上げましたような手を打つておるわけでありまして、中小企業が生産が落ちて来たことによつて資金繰りの問題が当然に起つて来るわけでありまして。時たまたま年末に際しておるから、その問題が二重に厄介な問題になつて来るわけでありまして。この問題につきましては、どういふふうなことを行つて行くかといふような問題につきましては、非常にむずかしい問題でありまして、私個人といたしましては、先ずこの資金需要といふものが地域により、或いは業種によつてそれ／＼事情が違つたのであります。従いまして地方の事情によりまして、手を打たなければならぬといふふうに思つておる。そこでできるだけ地方から資金をこちらに流すといふ

で、大休私どもが目標にいたしておるものは、中小企業の普通の状態において使ひやすいいわゆる電力量の一割ぐらいをそれによつて代替できるのではないかと、数量で申しますと十六万馬力ぐらいのものをそれによつて代替して行く、こういう方針で実はいろいろ手打つておるわけでありまして。こういうようなことによりましてこの濁水がいわゆる二月の豊水まで続くものではないかと思つて、その間にそれによつて少しでも操業度を高めてもらいたい、こういうようなことを考えておる。ただ石油発動機を使ひます場合、コストの問題に若干問題があるのであります。それは考えております。それで操業度を上げることによつてカバーできはせんかといふふうなことを考えておるわけでありまして。それからまあ中小企業向けの電力の増強方につきましては、今申上げましたような手を打つておるわけでありまして、中小企業が生産が落ちて来たことによつて資金繰りの問題が当然に起つて来るわけでありまして。時たまたま年末に際しておるから、その問題が二重に厄介な問題になつて来るわけでありまして。この問題につきましては、どういふふうなことを行つて行くかといふような問題につきましては、非常にむずかしい問題でありまして、私個人といたしましては、先ずこの資金需要といふものが地域により、或いは業種によつてそれ／＼事情が違つたのであります。従いまして地方の事情によりまして、手を打たなければならぬといふふうに思つておる。そこでできるだけ地方から資金をこちらに流すといふ

ことも可能な範囲において努力をいたしたいと思つておりますが、基本的には私は中小企業のある当該地方公共団体というものの御盡力を是非一つお願いしたい。そのためには地方公共団体といたしましては、例えば最近大阪府におきまして特に五億円という金を出し、これも金融機関に預託をいたしたわけでありまして、この金も短期の融資になりますので、この回収という問題を当然考えなければならぬ。そこで別途実は国会の御審議を願ふことになつておりますが、いわゆる各府県にありまして信用保証協会の保証機能を一つ拡大して、そこで一つ地方の資金を、これを臨時に動員してもらおう、こういうふうな考え方をいたしているのではありません。で保証協会につきましてはすでに御承知の通りだと思つておりますが、現在その活動の機能が殆んど限界に来ておりますので、今度政府がこれを再保証をする、五〇%の案で実は御審議を願ふことになつておりますが、それを五〇%政府が保証をする、実質的に再保証をすることによつて活動が倍になると量的に考えられますので、この電力問題等の金融に關しましては、その線を極力活用して頂いて、地方資金をできるだけ廻して行くというふうな各府県にお願いしたいと考へるのであります。で中央の政府としましては資金をこのためにどう流して行くかという問題につきましても、全体にいろ／＼の問題がございますが、私もといたしましては、中小企業にどうしても年末金融と並んで一緒にあります。そこら辺は必ずかしと思つて、できるだけ一つ臨時の資金を流すということで、今各方面

とお話を續けている、こういう状況にございませう。以上簡単にございませうが御説明申上げます。

○野澤勝君 大体企業庁で考へている中小企業の考へ方はわかりましたので、何か問題があつて、後から考へられるのでは駄目だ。その前にですね、この手を打つ、完全なものでなくとも立てておくべきである。例えば九州などの電力事情は制限されて困つたんですが、九州の中小企業の業者は地元の火力を利用して、発電を起し、それで生産を補うというところで努力したわけなんです。ところが石炭を利用する原料があつてもその石炭を利用することができない。そういうようなときは、通産省の同一官庁である石炭庁と中小企業庁とがもつと敏速にこれが対策を立て、すぐ実践されるというふうな思つておつたんです。ところがなかなか埒があかないんです。何故政府は一体火力発電を利用して電力の不足を補うという措置がとれなかつたかというところをお聞かせ下さい。

○政府委員(小笠公昭君) 全体的に電力が減りまして、いわゆる自家発電の動力の問題ですね。

○野澤勝君 火力発電。自家発電という問題につきましても、いろいろ部内検討をいたしておつたわけでありませうが、特にコストの問題等についても若干の問題がありまして、少し延びたのであります。これは今回政府の決定によりまして実施に移すというところになつたわけでありませう。いわゆる遊休の火力発電、自家発電として余力のある、余つていふやうな、それに炭を喰わして電氣を出して行く。そうして

余れば他に廻すということに方針が決定したに過ぎないわけでありませう。○野澤勝君 時間ももうありませんから、私は細かい数字は一々例に挙げて質問することはやめますが、大ざつばに筋だけでも聞いておきたいので、それだから電力不足に対する対策の緊急実施が必要で、そのうち第一問題は資金対策だけになつて来るというお話ですが、その資金対策の点は、これは当然やらなければならぬのであります。が、生産減収で損失をこうむつた中小企業者に対して企業庁は調査の上税金の問題などについて大蔵当局と折衝をしたことがあるかという点を一つ聞いておきたいと思つてます。更にいふことは、非常に資金対策で努力されたいというところがあるかというところで、単に信用保証協会だけじゃなくて、その他の国の財政施策に對して、一段と努力を願ひたいのであります。これは強く昭和二十七年予算に立証させるよう希望します。税金措置の点に關し長官は大蔵当局との間に課税の問題について具体的に折衝したかということについて、一つ御答弁を願つておきたいと思つてます。

○政府委員(小笠公昭君) 私どもとしまして、お尋ねの点でいわゆる中小企業の税金と一般問題……

○野澤勝君 電力の……

○政府委員(小笠公昭君) 電力不足に伴います税金問題というものは正式に御相談をしております。大蔵省と交渉したか、こういうお話でございませうが、まだそこまで行つておりませう。

○野澤勝君 大臣であれば大いに抗議を申込むところでありませうが、まあ企業庁長官でありますから私は抗弁しません。が、かようなことでは情けなく、いわば中小企業庁長官は中小企業者の行政の指導に當られていられる方であつて、中小企業の諸君がかような窮乏と不安な状態に陥つていられるときは親切に聞いてやつて、税金の問題があつたならば、電力の影響のためにこれ／＼の損失を被つていられる。具体的に被害をこうむつたり、損失を受けた業種並びに額等をよく調査して、その資料に基づいて大蔵当局と折衝をし、何とか少しでも中小企業者に、成るほど政府は努力をしてきた、指導官庁である中小企業庁はよくやつてくれたというところを私は見せてくれなければ、業界は萎縮する。今後産業の中堅をなすべき中小企業にかような不安を興えることはよくないと思つて。特にあなたも長官になられて経験されておられるのですが、全く農村と中小企業との金融措置は実に哀れなものである。全くかような点では圧迫産業とも言われておられる。こういう点からも私は資金面などあなたが努力されておつてもなか／＼思うやうに行かんとする。せめてこういうやうな被害を受け、悲惨な目に会つたとき幾分でも政府は目を明かしたという行動を見せるやうな努力を願わなければならぬと思つておられる。この点はただ聞き放しにするわけにはいかないのであります。折角主税局長と中小企業庁長官をここに招きまして私が聞かんとするのは、かようなところに私の底意があるのですから、私の質問は希望の意見を加えての質問でございませうが、これに對して中小企業庁長官の心がまえを

聞きたいのでございませう。

○政府委員(小笠公昭君) 私どもは電力危機に際しまして、中小企業の直接受けていられるいろ／＼の操業度の低下を、それをできるだけ一つよくして行く、先ず操業度を高めて生産能力を上げるということが中心に先ず第一歩としてやつて行くべき途であらうと思つて、先ほど申しましたように、あつちこつちと話を打つて手をつけていられるという状況でございませう。それからそういうふうな先ず操業度を上げて行くということが一つ。それがこれにいたしましたも現下の電力一般の事情は御指摘の通りでございませう。十分賄ひ切れないので、実は資金問題にしろ寄せが来るということも考へなければならぬと思つておられます。その資金問題もできるだけ一つ中小企業のほうに手を伸ばすやうに言つて努力をいたしておるのであります。

税金問題につきましては、私も頭には実は十分持つております。ただ差当たり問題としてとにか今申上げましたやうな順序で実は手を打つて参つておられますと率直に申上げておるわけでありませう。税金の問題につきましても、これは一般の税制の問題につきましても、私もといたしまして特に零細企業の面におきまする税制の、いわゆるもう少し何とかならんかという考へ方を従来持ち續けて参つておられますし、それをどうしても貫徹して行く、こういうふうな考へ方を実はいたしておられます。中小企業の一つの具体的な現われとして中小企業者の苦しむところは一つは資金の問題、一つは税金の問題として實際出て参りますので、その税金の問題を十分頭に置いて

聞きたいのでございませう。

て、特に電力不足に際しましては、これからの問題としましては、御指摘の点は十分手を打つて行こう、こういうふうに考えておられます。

○森八三君 これを以て私打ち切りですが、企業庁長官もお聞きであつたと思ふのですが、先ほど主税局長の答弁の中にもありましたように、昭和二十五年年度の所得税制度の改正によりまして、御承知のごとく青色申告をするそのために非常に生産が落ちたというような事態を証明すべきものがあれば、その欠損分としてこれをみなすということをはつきり言つておられ、又法規にも出ておるんですから、あなたの企業の操業度の増進、資金の点、そういう点についての御心配、御配慮を願わなければなりません、一段とこういう面の折衝もして、幾分でもこういう災難と言いましようか、生産減退をした中小企業者に対して負担の軽減というものについて努力を願いたい、こう思ふのです。私はこの点をあなたの一つ努力されるという確約を願うならばこれを以て質問を打ち切りと思ひます。特に主税局長とあなたをお招きしたという理由はそこにあるのですから、そういうようなことを御配慮願うという御答弁を伺つて質問を打ち切りと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 先ほど私が申し上げたようなそういう配慮は十分頭に置いておくという事は申し上げた通りであります。

○小林政夫君 今度の法人税の引上げについて、あなたの所管になる中小法人について、今のような一律に二割を引上げる税金について長官はどうお考

えになりますか。

○政府委員(小笠公昭君) 私は税制のことは詳しくは存じませんが、中小企業のいわゆる企業形態を見ますと、法人形態のもの個人企業のもの両方になつております。同じような営業をいたしておりますが、個人と法人によつて税金に大分違いが出ておると思ひます。そこでまあ今回法人税の引上げといふことにつきましては、その釣合といふ点から見ると、私は止むを得ないかといふふうには考えておるわけでございます。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつと御報告申し上げます。本日午後に予定されております専断裁定に関する連合委員会を開くかどうかといふことにつきましては、先ほど御懸念願ひました通り、右に関する法案が撤回される模様だから撤回されるや否やが正式に確定するまで連合委員会を延期することを労働、人事委員長に申出たところが、労働委員長からは承知したという回答がありました。人事委員長は予定通り連合委員会を開くことにしてもらいたいという意見がございますので、一応今後の連合委員会は予定通り開くことになつております。

それでは本日の大蔵委員会は散会いたします。

午後零時四十八分散会

十一月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、糸備安定特別会計法案
一、学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案

糸備安定特別会計法案

糸備安定特別会計法

(設置)

第一條 繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第 号)に基いて行う生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。(管理)

第二條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。

(資本)

第三條 この会計においては、第四條第一項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

(繰入及び繰出)

第四條 この会計においては、生糸の売渡代金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、生糸の買入、貯蔵及び加工に関する経費、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、この会計の資本に充てるため、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れるものとする。

(繰入繰出予定計算書の作製及び送付)

第五條 農林大臣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

は、左の書類を添付しなければならない。

(繰入繰出予算の区分)

第六條 この会計の繰入繰出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

(繰入繰出決算の作成及び提出)

第八條 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、損失を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

(利益及び損失の処理)

第九條 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、損失を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

(繰入繰出決算の作成及び提出)

第十條 農林大臣は、毎会計年度、繰入繰出予定計算書と同一の区分により、この会計の繰入繰出決算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(繰入繰出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出決算を作成し、一般会計の繰入繰出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(繰入繰出決算の作成及び提出)

第十二條 この会計において、支払上預金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越)

第十三條 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済とならなかつたものに係る繰出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

年度の繰入繰出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金を翌年度の繰入に繰り入れなければならない。

(繰入繰出決定計算書の作製及び送付)

第十四條 農林大臣は、毎会計年度、繰入繰出決定計算書と同一の区分により、この会計の繰入繰出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(繰入繰出決定計算書の作製及び送付)

第十五條 内閣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出決定計算書を作成し、一般会計の繰入繰出決定計算書とともに、国会に提出しなければならない。

(繰入繰出決定計算書の作製及び提出)

第十六條 前項の繰入繰出決定計算書は、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添付しなければならない。

(繰入繰出決定計算書の作製及び提出)

第十七條 前項の繰入繰出決定計算書は、前項に規定する繰入繰出決定計算書並びに同項第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添付しなければならない。

(繰入繰出決定計算書の作製及び提出)

第十八條 前項の繰入繰出決定計算書は、前項に規定する繰入繰出決定計算書並びに同項第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添付しなければならない。

(繰入繰出決定計算書の作製及び提出)

第十九條 前項の繰入繰出決定計算書は、前項に規定する繰入繰出決定計算書並びに同項第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添付しなければならない。

(繰入繰出決定計算書の作製及び提出)

第二十條 前項の繰入繰出決定計算書は、前項に規定する繰入繰出決定計算書並びに同項第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添付しなければならない。

(繰入繰出決定計算書の作製及び提出)

第二十一條 前項の繰入繰出決定計算書は、前項に規定する繰入繰出決定計算書並びに同項第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添付しなければならない。

繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならぬ。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十四條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、藪糸価格安定法中第二條の規定以外の規定施行の日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十二條第五号の前に次の一号を加える。

四の三 糸備安定特別会計の経理を行うこと。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「農林漁業資金融通特別会計、」の下に「糸備安定特別会計、」を加える。

学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案
学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれ

に伴う財政措置に関する法律（ミルク等の譲與及び買入）
第一條 政府は、学校及び保育所の給食の用に供するため、食糧管理特別会計の負担において買入れた乾燥脱脂ミルク（以下「ミルク」という。）及び小麦を都道府県に譲與することができる。

2 前項の規定により譲與するミルク及び小麦の買入価額は、二十四億九千六百七十六万五千円をこえることができない。

3 政府は、必要があるときは、第一項に規定する小麦に代えて、食糧管理特別会計の負担においてその小麦に加工した小麦粉を同項の規定による譲與に充てることのできる。

4 政府は、第一項の規定による譲與に充てるため、食糧管理特別会計の負担においてミルクを買入られることができるものとし、当該ミルクの買入に要する経費を、食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）第六條第一項の規定にかかわらず、同会計の歳出をもつて支出することができる。

（財源の繰入）
第二條 政府は、前條第一項の規定による譲與に充てるミルク及び小麦の買入財源に充てるため、昭和二十六年年度において、一般会計から、同條第二項に規定する金額をこえない範囲内で必要な金額を食糧管理特別会計に繰り入れるものとする。

（ミルク等の引渡）
第三條 政府は、第一條第一項又は第三項の規定によりミルク、小麦

及び小麦粉を譲與する場合においては、学校給食用ミルク及び小麦は都道府県教育委員会に、保育所給食用ミルクは都道府県知事に、それぞれ到着港本船船側渡しにより、小麦粉は都道府県教育委員会に、農林大臣の指定する地（以下「指定地」という。）において引き渡すものとする。但し、小麦については必要があると認めるときは、指定地を引渡場所とすることができる。

2 政府は、前項の規定により小麦及び小麦粉を指定地において引き渡す場合においては、左に掲げる経費に相当する金額を、都道府県をして政府に納付せなければならぬ。

一 小麦については、到着港本船船側渡しにより受領して指定地において引き渡す時までに要するその輸送、保管、加工等に要する経費

二 小麦粉については、前号に規定する期間中におけるその輸送、保管、加工等に要する経費（その原料である小麦の輸送、保管等に要する経費を含む。）

3 前項の規定により都道府県が納付する納付金は、食糧管理特別会計の歳入とする。

（ミルク等の児童に対する譲與及び経費の負担）
第四條 都道府県は、第一條第一項の規定により譲與を受けたミルクにあつては学校又は保育所の給食の用に供するため、同項又は同條第三項の規定により譲與を受けた小麦及び小麦粉にあつては学校の

給食の用に供するため、これらのものを小学校の児童及び保育所の保育を受ける児童に譲與しなければならぬ。但し、都道府県教育委員会又は都道府県知事は、前條第一項の規定により到着港本船船側渡しにより引渡を受けたミルク及び小麦については、その引渡を受けた時以後におけるミルク及び小麦の輸送、保管、加工等に要した経費を、同項の規定により指定地において引渡を受けた小麦及び小麦粉については、その小麦及び小麦粉につき同條第二項の規定により政府に納付した金額並びにその引渡を受けた時以後におけるその小麦及び小麦粉の輸送、保管、加工等に要した経費をそれぞれこれらのものの給食を受ける児童の負担とすることができる。

（ミルクの買入財源に要する経費の繰越）
第五條 政府は、学校及び保育所の給食のために食糧管理特別会計に對する繰入金として計上された一般会計の歳出予算の経費の金額のうち、第一條第四項の規定により締結したミルクの買入契約が昭和二十六年年度内に履行されなかつたため、同年度において食糧管理特別会計に繰り入れられなかつたものがあるときは、当該金額を、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十二條の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 財政法第四十三條の規定は、前項の繰越について準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。